

別表第1（第5条関係）

補助対象者	補助要件	補助対象貨物及び経費	補助額
<b>(1) コンテナ利用促進事業</b>			
増加中口荷主	年間50TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。（取扱貨物量が200TEUを超えたことのある者を除く）  ただし、増加中口荷主向け補助制度が導入された令和6年度以降に補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：TEU）	1万円 / TEU  ※補助限度額：1荷主につき100万円
増加大口荷主	年間200TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。  ただし、増加大口荷主向け補助制度が導入された平成31（令和元）年度以降に補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：TEU）	1万円 / TEU
リーファーコンテナ輸出新規利用荷主	申請年度の過去3年間に高知新港でのリーファーコンテナ貨物の輸出実績がなく、申請年度にリーファーコンテナ貨物の輸出を行うこと。	左記要件に該当する新規貨物 （単位：本）  ただし、同一年度で異なる輸出相手国3ヵ国までの貨物をそれぞれ新規貨物とみなす。	15万円 / 本  ※補助限度額：1荷主につき100万円（増加分と合わせて）
リーファーコンテナ輸出増加荷主	前年度の取扱貨物量を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加すること。  ただし、リーファーコンテナ荷主向け補助制度が導入された平成30年度以降に当該補助金の交付を受けた荷主については、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	左記要件に該当する増加貨物 （単位：本）	9万円 / 本  ※補助限度額：1荷主につき100万円（新規分と合わせて）
新規利用荷主	申請年度の過去3年間に高知新港でのコンテナ貨物の輸出入実績がなく、申請年度に11TEU以上の輸出入実績を達成した荷主の貨物	左記要件に該当する輸出入貨物（1TEUから補助対象貨物とする）（単位：TEU）	1万5千円 / TEU  ※補助限度額：1荷主につき30万円
<b>(2) 小口混載コンテナサービス支援事業</b>			
小口混載サービス提供事業者	小口混載サービスで輸出される貨物（1回の輸出につき1TEU当たりの重量が12トン又は体積が12立方メートル以上の場合を除く。）であること。	左記要件に該当する輸出貨物（1TEUから補助対象貨物とする）（単位：TEU）  ※重量と体積のどちらの値を選択するかにより、補助金額が異なる場合、どちらか大きい値を適用する。	①1TEU当たり8トン又は8立方メートルの貨物：3万円 ②1TEU当たり8トン又は8立方メートル以上で12トン又は12立方メートル未満の貨物：1万円
<b>(3) 定期航路誘致事業</b>			
船社等	コンテナ船、貨客船及び貨物船により1年以上継続する計画で新たに定期的な寄港を行うこと。（航路の改編により、新たな国等の港に寄港を拡大する場合を含む。）	新たに定期的な寄港を開始した日から2年を経過する日までの寄港回数	10万円 / 回
<b>(4) 輸出くん蒸施設利用事業</b>			
くん蒸施設利用荷主	高知新港のくん蒸施設を利用し、くん蒸したものを高知新港から輸出すること。	高知新港から輸出するに当たり、くん蒸に要した経費（当該補助金に係る消費税仕入控除税額等を除く。）	補助対象経費の2分の1以内  ※補助限度額：1回につき6万5千円

※（1）コンテナ利用促進事業の各補助メニューについて、同一貨物に対する重複申請は不可。